

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和4年12月22日(木)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第65号 令和5年度函南町教育推進構想案について

議案第66号 函南町いじめ問題対策専門委員の委嘱について

議案第67号 函南町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

議案第68号 函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

5 報 告

6 そ の 他

(1) 令和4年度 函南町教育研究奨励賞授与候補者の推薦について

(2) 後援依頼について

ア 第17回かなみサッカー PKフェスティバル

イ 第44回明治大学マンドリン倶楽部 定期演奏会

ウ 三島・長泉こどもミュージカル 第7回公演「しあわせの青い鳥」

エ 2023静岡県東部地区 小学校管楽器合奏フェスティバル

オ 第62回(令和5年度)静岡県学校保健 研究大会《田方大会》

次回委員会開催予定

定例会 令和5年1月25日(水) 13:10～ 函南町役場3階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和4年12月22日（木）

月日	曜日	内 容
11月25日	金	・臨時校長会（9：00～）
11月27日	日	・静岡県市町対抗駅伝競走大会函南町選手団結団式（18：30～）
11月30日	水	・静岡県市町教育委員研修会[Zoom]（14：00～）
12月1日	木	・臨時企画会議（8：35～） ・町内校長会（13：30～）
12月2日	金	・函南町就学支援委員会（13：30～）
12月3日	土	・静岡県市町対抗駅伝競走大会（10：00～）結果：町の部第3位 ・静岡県市町対抗駅伝競走大会函南町選手団解団式（16：30～）
12月4日	日	・函南町地域防災訓練（8：00～）
12月5日	月	・函南駅北口活性化の会面会[要望書提出]（8：45～） ・表敬訪問（音読グループ「つくし」）（10：00～） > 「読書県しずおか」づくり優秀実践団体表彰受賞 > 公益社団法人読書推進運動協議会長賞受賞 ・学校運営協議会連絡会（15：00～） ・スクールアドバイザー連絡会議（19：00～）
12月6日	火	・函南町議会(12月)定例会（9：00～）
12月7日	水	・函南町議会(12月)定例会（9：00～）
12月8日	木	・函南町議会(12月)定例会（9：00～） ・表敬訪問（函南中学校箏曲部）（16：00～） > TBS こども音楽コンクール最優秀校[東日本優秀演奏発表会出場]
12月9日	金	・校長面談（8：30～）
12月11日	日	・かなみ女性の会クリスマスコンサート&学習発表会（13：30～）
12月12日	月	・企画会議（10：30～） ・幼稚園・保育園園長会議（14：00～）
12月13日	火	・いじめ防止等生徒指導連絡協議会（15：00～）
12月15日	木	・交通安全県民運動一斉街頭広報（7：10～） ・函南町議会(12月)定例会（9：00～）
12月16日	金	・函南町子ども子育て会議（19：00～）
12月19日	月	・函南町幼児教育研修会（12：30～） ・部活動地域移行準備会（15：00～）
12月20日	火	・仏の里ボランティアガイド養成講座閉校式（10：00～）
12月22日	木	・定例教育委員会（13：10～）

議案第65号

令和5年度函南町教育推進構想案について

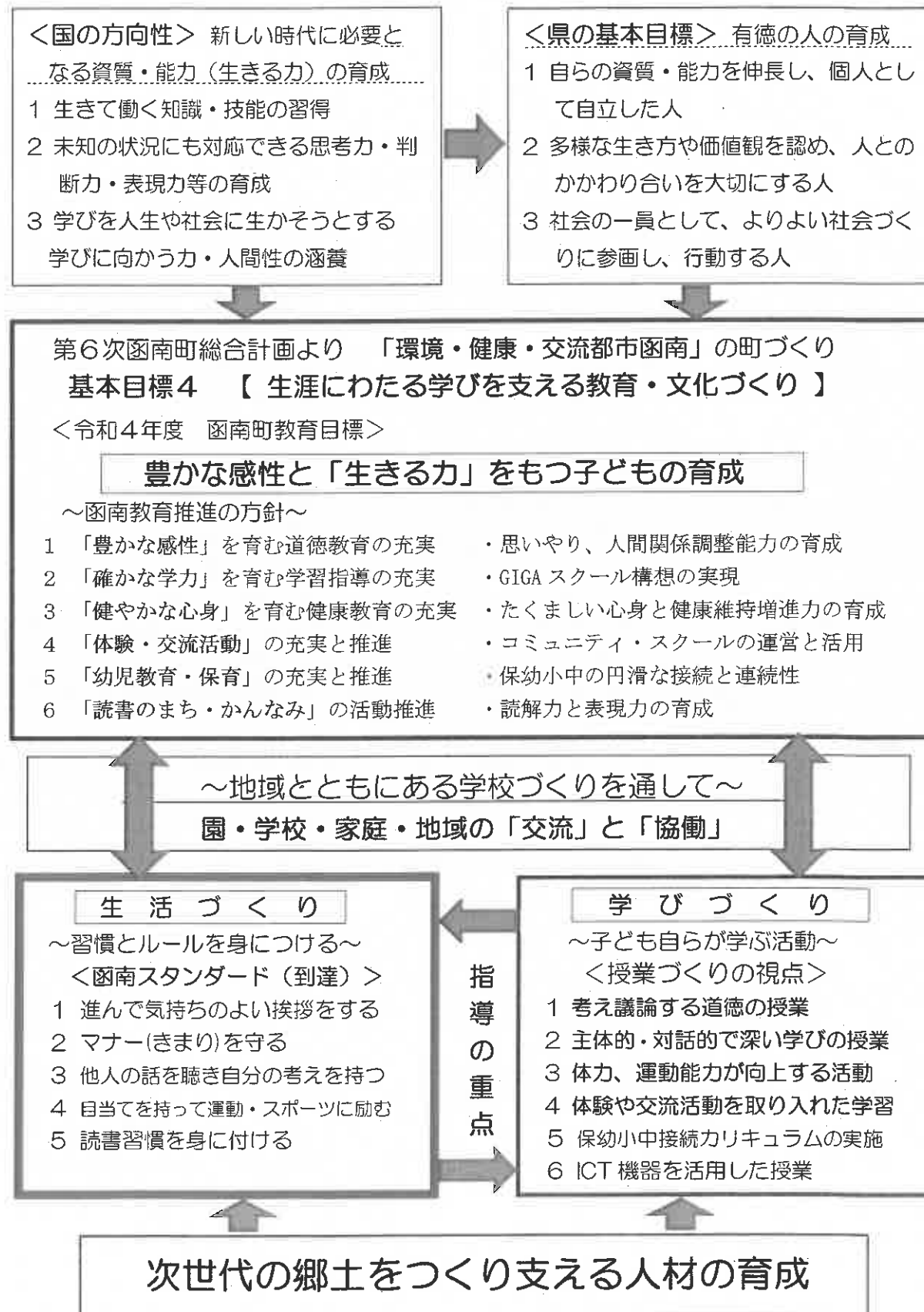
函南町教育大綱に基づく令和5年度函南町教育推進構想を策定するため、教育委員会の承認を求める。

令和4年12月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

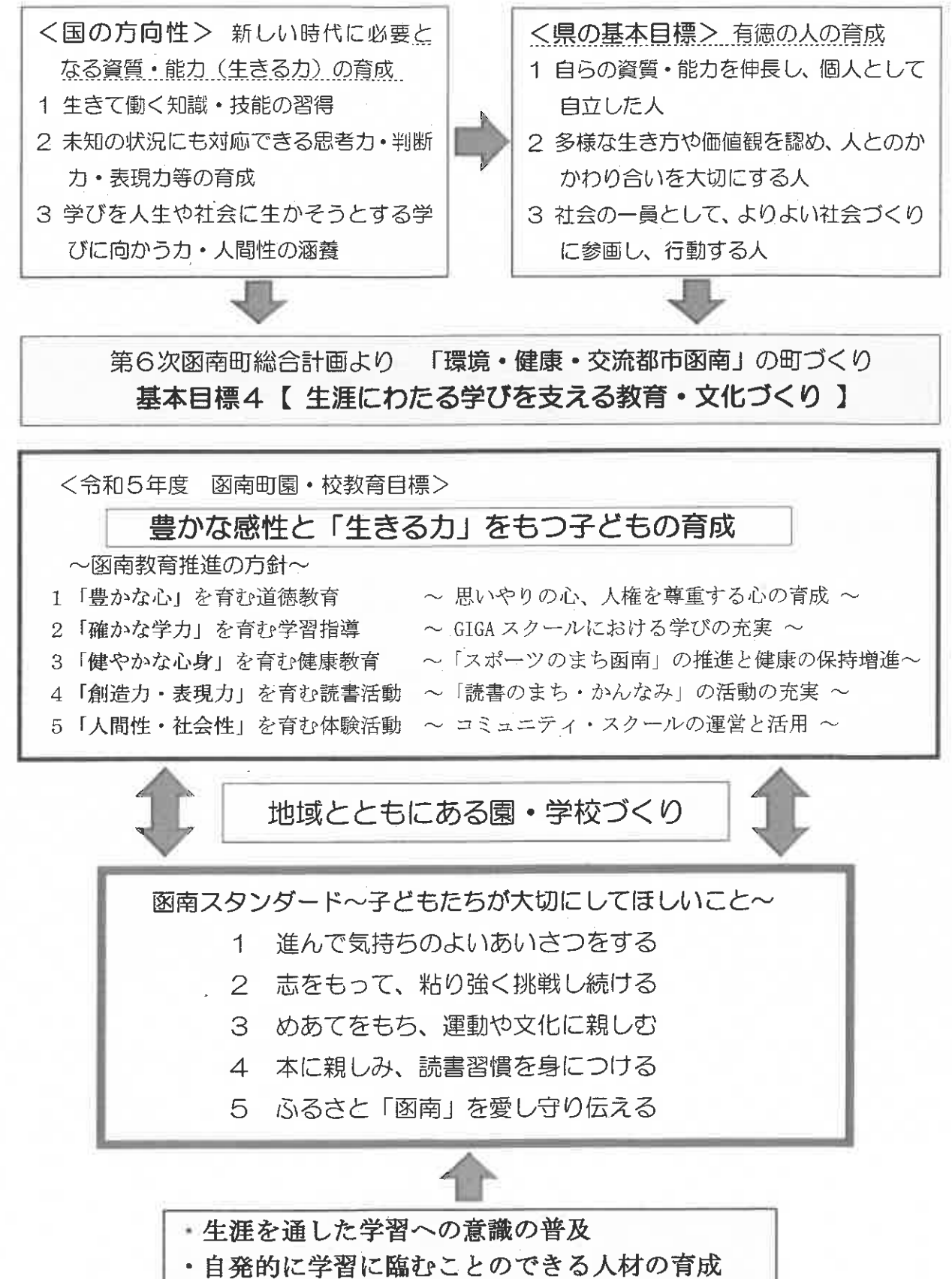
提案理由

函南町教育目標や教育推進の方針等を示す教育推進構想を策定するため、教育委員会の承認を求めるものです。

令和4年度 函南町教育推進構想



令和5年度 函南町教育推進構想（案）



議案第 66 号

函南町いじめ問題対策専門委員の委嘱について

函南町いじめ問題対策専門委員会条例（いじめ防止対策推進法第14条第3項）の規定により、別紙の者を函南町いじめ問題対策専門委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年12月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

委嘱していた委員の任期が令和4年12月26日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

函南町いじめ問題対策専門委員会委員名簿（案） （敬称略）

区分	氏名	委嘱期間	所属	
学識経験を有する者	ハラダ タダシ 原田 唯司	令和4年12月27日 ～令和6年12月26日	静岡大学名誉教授	再任
弁護士	シバハラ コウイチ 芝原 浩一	令和4年12月27日 ～令和6年12月26日	福地・杉山法律事務所（沼津市）	再任
精神科医	キリノ エイジ 桐野 衛二	令和4年12月27日 ～令和6年12月26日	順天堂大学医学部附属静岡病院 メンタルクリニック	再任
臨床心理士	サカイ ミノル 坂井 稔	令和4年12月27日 ～令和6年12月26日	臨床心理士	新任

函南町いじめ問題対策専門委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、函南町いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) いじめの防止等のための対策に係る事項
- (2) 法第24条に規定する事案に係る事項
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 精神科医
- (4) 臨床心理士
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第67号

函南町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

函南町学校運営協議会規則の一部を改正する規則(令和2年函南町教育委員会規則第1号)の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年12月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

本案の規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく学校運営協議会委員へ委員報酬及び費用弁償の支給を可能にし、また同法第47条の5第7項の規定に関する事項を追加するため、所要の改正を行うものです。

函南町教育委員会規則第 号

函南町学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

函南町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

函南町学校運営協議会規則の一部を改正する規則（令和2年函南町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和31年法律第162号)」を「(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)」に改める。

第7条中「これを無償とする。」を「函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年函南町条例第4号）の定めるところによる。」に改める。

第10条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の項を加える。

協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に意見を述べることができる。ただし、対象学校の職員が法第37条第1項に規定する県費負担教職員である場合には、教育委員会を経由して、静岡県教育委員会に意見を述べるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町学校運営協議会規則（令和２年函南町教育委員会規則第１号）

旧	新
（趣旨） 第１条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の５に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 （報酬等） 第７条 委員の報酬及び費用弁償は、これを無償とする。 （運営等についての意見） 第10条 （略）	（趣旨） 第１条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の５に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 （報酬等） 第７条 委員の報酬及び費用弁償は、<u>函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年函南町条例第４号）の定めるところによる。</u> （運営等についての意見） 第10条 （略） 2 <u>協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に意見を述べることができる。ただし、対象学校の職員が法第37条第１項に規定する県費負担教職員である場合には、教育委員会を経由して、静岡県教育委員会に意見を述べるものとする。</u> 3 協議会は、<u>前２項</u>の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。
2 協議会は、<u>前項</u>の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。	

※該当条文抜粋

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

発令 : 昭和31年6月30日法律第162号

最終改正 : 令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容 : 令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号]

[総理・文部大臣署名]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律をここに公布する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられ

た意見を尊重するものとする。

- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

○函南町学校運営協議会規則

令和 2 年 1 月 27 日教委規則第 1 号

改正

令和 2 年 10 月 21 日教委規則第 8 号

函南町学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、函南町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の運営に関して函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校支援等を通じた学校運営への参画の促進及び連携強化を図ることにより、学校、保護者、地域住民等の相互の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条に規定する目的を達成できると認める場合には、協議会を設置しようとする学校の校長、地域住民、保護者等の意向を踏まえた上で、協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、対象学校（当該学校運営協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長、保護者及び地域住民の意向を反映するよう努めるものとする。

(名称)

第 4 条 協議会の名称は、協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の目指す協議会像を表現したものとなるよう、学校ごとに定めることができる。

(組織)

第 5 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者について、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

3 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

4 委員に欠員が生じた場合には、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から 2 年とし、再任することを妨げない。

2 前条第 4 項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償は、これを無償とする。

(守秘義務等)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(基本的な方針の承認)

第 9 条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 当該対象学校の教育課程の編成に関すること。
- (2) 当該対象学校の学校経営計画に関すること。
- (3) 当該対象学校の組織編成に関すること。
- (4) 当該対象学校の学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 当該対象学校の施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

(運営等についての意見)

第10条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(組織等)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 事務局は、これを対象学校に置く。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 議長は、必要があるときは、校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

6 校長は、議長と協議の上、会議に対象学校の職員を出席させ意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第13条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 設置学校の児童又は生徒等の個人情報に関する事項について協議する場合

(2) その他特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために必要な研修等の機会を設けるものとする。

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(学校関係者評価と情報提供)

第16条 協議会は、少なくとも毎年度1回の学校関係者評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、協議会の活動状況を公開する等の情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 校長は、委員本人から辞任の申出があったときのほか、次のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 第8条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 解任に相当する事由があると認めるとき。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(運営等)

第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月21日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第68号

函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年函南町条例第4号）の一部を次のように改正するため、教育委員会の意見を求める。

令和4年12月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、町内小中学校に設置された学校運営協議会委員に委員報酬及び費用弁償を支給するため、町が本条例において所要の改正をするものです。

函南町条例第 号

函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年函南町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「報酬の」を「報酬が」に、「そのつど」を「その都度」に改め、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

報酬が年額で定められている委員等が年の中途においてその職についた場合、又はその職を離れた場合における報酬の額は、月割りによって計算する。

別表第2 監査委員の項の前に次のように加える。

学校運営協議会	会長	年額	8,000
	委員	年額	6,000

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年函南町条例第4号）

旧	新																																									
(報酬の支給基準)	(報酬の支給基準)																																									
第2条の2 報酬が月額で定められている委員等が月の初日以外の日、その職についてた場合、又は月の末日以外の日、その職を離れた場合における報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。	第2条の2 報酬が年額で定められている委員等が年の中途においてその職についてた場合、又はその職を離れた場合における報酬の額は、月割りによつて計算する。																																									
2 報酬の日額で定められている委員等の報酬は、勤務の実績により、そのつど支給する。	2 報酬が月額で定められている委員等が月の初日以外の日、その職についてた場合、又は月の末日以外の日、その職を離れた場合における報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。																																									
	3 報酬が日額で定められている委員等の報酬は、勤務の実績により、その都度支給する。																																									
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）																																									
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">報酬の額（円）</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">監査委員</td><td>知識経験者</td><td>月額</td><td>30,000</td></tr><tr><td>議員</td><td>月額</td><td>24,000</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区分		報酬の額（円）						監査委員	知識経験者	月額	30,000	議員	月額	24,000	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">報酬の額（円）</th></tr><tr><td rowspan="2">学校運営協議会</td><td>会長</td><td>年額</td><td>8,000</td></tr><tr><td>委員</td><td>年額</td><td>6,000</td></tr><tr><td rowspan="2">監査委員</td><td>知識経験者</td><td>月額</td><td>30,000</td></tr><tr><td>議員</td><td>月額</td><td>24,000</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区分		報酬の額（円）		学校運営協議会	会長	年額	8,000	委員	年額	6,000	監査委員	知識経験者	月額	30,000	議員	月額	24,000	(略)	(略)	(略)	(略)
区分		報酬の額（円）																																								
監査委員	知識経験者	月額	30,000																																							
	議員	月額	24,000																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																							
区分		報酬の額（円）																																								
学校運営協議会	会長	年額	8,000																																							
	委員	年額	6,000																																							
監査委員	知識経験者	月額	30,000																																							
	議員	月額	24,000																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																							

○函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和39年2月21日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、函南町特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「委員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬の額は、別表第2のとおりとする。

2 報酬はいかなる場合も重複して受けることができない。

(報酬の支給基準)

第2条の2 報酬が月額で定められている委員等が月の初日以外の日、その職についた場合、又は月の末日以外の日、その職を離れた場合における報酬の額はその月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

2 報酬の日額で定められている委員等の報酬は、勤務の実績により、そのつど支給する。

(費用弁償)

第3条 委員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1のとおりとする。ただし、鉄道賃及び船賃については、函南町職員の給与に関する条例（昭和32年函南町条例第16号）第3条に規定する給料表による2級以上の職にある者の旅費相当額とする。

(報酬及び旅費の調整)

第4条 函南町常勤の職員が、委員等の職を兼ねる場合には、報酬を支給しない。費用弁償は、本職に相当する旅費額とする。

2 同時選挙の場合の選挙長、投票（開票）管理者、選挙立会人、投票（開票）立会人の報酬は、選挙の都度その1についてのみ支給する。

(支給方法)

第5条 この条例に定めるものを除くほか委員等に支給する報酬及び旅費については、函南町一般職の職員の給与及び旅費の支給の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

別表第2（第2条関係）

区分		報酬の額（円）	
監査委員	知識経験者	月額	30,000
	議員	月額	24,000
農業委員会	会長	月額	25,000
	農業委員	月額	18,000
	農地利用最適化推進委員	月額	18,000
教育委員会	委員	月額	18,000
選挙管理委員会	委員長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
特別職報酬等審議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
国民健康保険運営協議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
社会教育委員	委員長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
民生委員推薦会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
防災会議	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
国民保護協議会	委員	日額	6,500
健康づくり推進協議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
歯と口腔の健康づくり推進委員会	委員長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
農業振興地域整備促進協議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
地籍調査実施委員会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
都市計画審議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
景観審議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
空家等審議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
就学支援委員会	委員長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
いじめ防止等生徒指導連絡協議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
いじめ問題対策専門委員会	委員長	日額	10,000
	委員	日額	8,000
いじめ問題調査委員会	委員長	日額	10,000
	委員	日額	8,000
公民館運営審議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
文化財保護審議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
スポーツ推進審議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
水道事業審議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500
下水道事業審議会	会長	日額	7,500
	委員	日額	6,500

以下、（略）

議案第69号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和4年度の要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和4年12月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

案

令和4年12月5日

函南町教育委員会 様

函南町教育研究奨励賞検討委員会
委員長 久保田 浩子

令和4年度 函南町教育研究奨励賞授与候補者の推薦について

函南町教育研究奨励賞授与要綱に基づき、教育研究実践を広く町内の教員に募集したところ、園・学校より応募がありました。

10月24日開催の「函南町教育研究奨励賞検討委員会」による選考の結果、下記7件を函南町教育研究奨励賞に該当するものとして評価いたしました。

つきましては、授与要綱により賞状並びに記念品を授与してよろしいか伺います。

記

No.	園・学校名	職名	氏 名	性別	研 究 主 題 名
1	函南小学校	教諭	廣田 圭祐	男	学校教育目標の実現に向けた資質・能力の育成 ～社会科を柱とした単元構想と授業実践～
2	丹那小学校	教諭	小林 聡史	男	「子供たちの主体的な学び」を引き出すICT活用
3	東小学校	教諭	平賀 麻子	女	自分の思いや考えを伝えてつながっていく 児童の育成をめざして
4	西小学校	教諭	風間 勉	男	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 ～小学校6年生における社会科の授業実践～
5	函南中学校	教諭	鈴木 望圭	女	通級指導教室から広める校内の特別支援教育の理解
6	東中学校	教諭	木下 春菜	女	生徒の表現力を高める音楽科の授業の工夫 ～生徒が主体的に取り組むリズムアンサンブルの創作をとおして～
7	二葉こども園	主任 教諭	藤澤 昭子	女	伸び伸びと遊ぶ子をめざして

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和4年12月分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第17回かなみサッカー PKフェスティバル	ネクストかなみ 代表者 鈴木 晴範	令和5年1月29日(日) かなみスポーツ公園	有料 (保険料)	有	有
2	第44回明治大学マンドリン倶楽部 定期演奏会	明治大学校友会沼津地域支部 支部長 鈴木 正二	令和5年4月22日(土) 沼津市民文化センター	有料	有	有
3	三島・長泉こどもミュージカル 第7回公演「しあわせの青い鳥」	三島・長泉こどもミュージカル父母会 代表者 朴 成美	令和5年4月30日(日) 三島市民文化会館	有料	有	有
4	2023静岡県東部地区 小学校管楽器合奏フェスティバル	静岡県小学校管楽器教育研究会東部支部 代表者 勝又 一仁	令和5年2月5日(日) 長泉町文化センターベルフォーレ	無料	有	有
5	第62回(令和5年度)静岡県学校保健 研究大会《田方大会》	田方地区学校保健会 会長代行(副会長) 木内 健一	令和5年11月16日(木) 函南町文化センター	有料 (資料代)	無	
6	以下余白					
7						
8						
9						
10						

令和 4 年 11 月 28 日

函南町教育委員会

教育長 久保田 浩子 様

申請者

住 所 函南町上沢 75

氏 名 潮木 洋史

連絡先 090-2924-669



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第17回 kannami サッカー PK フェスティバル		
期 日	令和5年 1月29日 (日) 午前8時30分 ~ 午後2時00分		
会 場	kannami スポーツ公園		
主 催 者	団 体 名	ネクスト kannami	
	代 表 者	鈴木 晴範	
	所 在 地	函南町上沢 753-11 電話 055-928-6105	
共催又は 後援団体 (申請予定を 含める)	有・無 (有の場合は その名称)	共 催	函南サッカースポーツ少年団 函南東サッカースポーツ少年団
		後 援	(予定) 函南町、函南町教育委員会、 NPO法人函南町体育協会、 伊豆日日新聞、FM ボイス・キュー 伊豆半島創造研究所、アスルクラロ沼津



事業の対象 と 目 的	子供から大人まで楽しめるサッカーのPK（ペナルティーキック）大会を通じて、サッカー競技の振興とサッカー少年少女の親睦を図るとともに、青少年健全育成の一助となることを目的とし、本大会を開催致します。		
事業内容	6つのカテゴリーに分かれサッカーのPK（ペナルティーキック）大会を開催致します。 ①キッズの部 / ②小学1-2年生の部 / ③小学3-4年の部 / ④小学5-6年生の部 / ⑤中学生・一般の部 / ⑥一般女性の部 ※1チーム6人（キーパー含む）。 ※5人チーム、男女混合チームも可とします。		
申請理由	函南町のスポーツ振興、青少年健全育成の一助となる事業のため。		
入場料	有料 無料	有料の場合の金額	保険料として 1チーム1,000円 ※但し中学生以下無料

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和4年11月22日

事業計画書

ネクストかなみ
かなみサッカーPKフェスティバル
実行委員長 潮木 洋史

1. 事業名
第17回かなみサッカーPKフェスティバル
2. 事業概要・目的
子供から大人まで楽しめるサッカーのPK（ペナルティーキック）大会を通じて、サッカー競技の振興とサッカー少年少女の親睦を図るとともに、青少年健全育成の一助となることを目的とし、本大会を開催致します。
3. 事業の対象
函南町、及び近隣市町村の方々
4. 開催日時
令和5年 1月 29日（日）
受付 8:30～・開会式 9:00～・競技時間 9:30～13:00・閉会式 13:00～
5. 会場
かなみスポーツ公園
6. カテゴリー・チーム編成
 - ① キッズの部
 - ② 小学1・2年生の部
 - ③ 小学3・4年の部
 - ④ 小学5・6年生の部
 - ⑤ 中学生・一般の部
 - ⑥ 一般女性の部※各部門16チーム（先着順）
1チーム6人（キーパー含む）。5人チーム、男女混合チームも可とします。
7. 賞品
各カテゴリー上位3チーム（優勝、準優勝、3位）には賞状、及び記念品を贈呈します。
8. ~~参加賞
競技参加者、及び応援の方々に温かい豚汁をご用意します。~~
9. 参加費（保険料）
1チーム 1,000円（中学生以下のチームは参加無料）
10. 広報活動
インターネット・広報かなみ掲載 他
11. 経費
協賛金、参加費（保険料）、及び本会計より充当
12. 主催
ネクストかなみ
13. 共催
函南サッカースポーツ少年団、函南東サッカースポーツ少年団
14. 後援（予定）
函南町、函南町教育委員会、NPO法人函南町体育協会、伊豆日日新聞、FMボイス・キュー、アスルクラロ沼津

令和4年 11月 22日

令和4年度 予算書

ネクストかなみ
かなみサッカーPKフェスティバル
実行委員長 潮木 洋史

	科目	詳細	金額	
収入	協賛金	2000 円×25 枠	50,000	
	協賛金 各スポーツ少年団	4000 円× 2 枠	8,000	函南 SSS / 函南東 SSS
	参加費（保険料）	1000 円×35 チーム	35,000	中学生以下無料
	本会計充当		107,000	
	合計		200,000	

	科目	詳細	金額	
支出	保険料	500 名	12,000	通院 3000 円 入院 3000 円 死亡 300 万円
	ポスター/プログラム代		20,000	
	賞品代	108 個	80,000	各カテゴリー上位 3 チーム 計 108 名分 (6 名×3 チーム×6 カテゴリー)
	豚汁代	今年度無し	0	
	弁当代	70 個	49,000	来賓 運営スタッフ ボランティア スタッフ
	スポーツ公園使用料	文化センター備品借用含む	20,000	
	放送設備借用料		10,000	
	予備費		9,000	
	合計		200,000	

(第1号様式)

令和4年12月6日

函南町教育委員会

教育長 久保田 浩子 様

住 所 沼津市杉崎町6-1

申請者

富士峰建設株式会社

氏 名 幹事長 長岡 重弘

(連絡先) 055-921-4012



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第44回明治大学マンドリン倶楽部定期演奏会		
期 日	令和5年4月22日(土) 16:30 ~ 19:00		
会 場	沼津市民文化センター 大ホール		
主催者	団体名	明治大学校友会沼津地域支部	
	代表者	支部長 鈴木 正二	
	所在地	沼津市杉崎町6-1 富士峰建設内	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	静岡新聞社、静岡放送、沼津市、沼津市教育委員会、三島市、三島市教育委員会、長泉町、長泉町教育委員会、清水町、清水町教育委員会、函南町、函南町教育委員会、伊豆の国市伊豆の国市教育委員会



事業の対象と目的	勉学の傍ら日本全国において演奏活動を続け活躍している明治大学マンドリン倶楽部の演奏会を開催し、県東部地域の皆様に演奏を堪能していただくと共に演奏を通じて地域の文化の振興に資する。		
事業内容	演奏会は2部構成で、第1部は「世界の名曲」と題し、トロイカ、エーゲ海の真珠、マンボ等を、第2部は「日本の心 古賀政男とその時代」と題し、古賀メロディーを演奏します。(令和元年実績) 指揮は今年も明治大学マンドリン倶楽部常任指揮者、甲斐靖文氏が行います。今年の演奏曲目は、前回よりも更に皆様に楽しんでいただけるよう選曲中です。(前回43回のプログラムを添付)		
申請理由	函南町を含め多くの皆様に素晴らしい演奏を提供すると共に東部地域の人々の交流の場を設けることに対しご支援をお願い致します。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	2,500 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額	適 要
入場券売上	2,750,000	@2,500X1100 名
プログラム広告掲載料	320,000	32 社
合 計	3,070,000	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
出演料	500,000	
交通費	500,000	
会場使用料	355,000	
印刷費 プログラム	545,000	
〃 ポスター	150,000	
〃 チラシ	45,000	
〃 チケット	45,000	
ステージ人件費	150,000	
ピアノ調律費	30,000	
打楽器借用料	50,000	
出演者食費	150,000	
新聞広告費	150,000	
音楽著作権費	100,000	
寄付	50,000	社会福祉事業
会議費	100,000	
委託販売手数料	30,000	
事務諸経費	120,000	看板、花束、事務用品、コピー等
合 計	3,070,000	



明治大学マンドリン倶楽部

第43回 定期演奏会

2019

5/11 (土)

沼津市民文化センター

(大ホール) 開場 16:00 / 開演 16:30

〈第一部〉

世界の名曲

〈第二部〉

日本の心



指揮 甲斐 靖文
(音楽監督／常任指揮者)

大瀬崎海岸

昭和歌謡を奏でる



古賀政男と
その時代

主催：明治大学校友会沼津地域支部

後援：静岡新聞社・静岡放送

沼津市、沼津市教育委員会、三島市、三島市教育委員会、長泉町、長泉町教育委員会、
清水町、清水町教育委員会、函南町、函南町教育委員会、伊豆の国市、伊豆の国市教育委員会

明治大学マンドリン倶楽部「第43回定期演奏会」を開催するにあたり、ご来場くださいました皆さまをはじめ、ご協力いただきました関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

古賀政男先生は、大正12年(1923年)明治大学に入学すると、マンドリン倶楽部の創設に参加しています。当初の部員は10数名で、その半数はマンドリンを弾くのが初めてという初心者でありました。そのマンドリン倶楽部が、昭和3年(1928年)5月には、なんとNHKのラジオ放送で、商学部本科4年生であった古賀先生が指揮をして演奏しております。

古賀先生は7歳の時父親をなくし、ふるさとである福岡県の現・大川市を離れ、働いている兄がいる朝鮮半島に渡り感情起伏の激しい少年時代を過ごし、やがてマンドリンと出会います。学生時代、実家からの仕送りも少なく、1907年創業の神田神保町老舗楽器店「須賀楽器」が経営する音楽学院でギターとマンドリンを教えながら、生活費や学費を捻出していました。

1926年にはNHK交響楽団ができ、30年代には銀座のダンスホールでジャズなどの洋楽やそれをカバーしたものが人気になり、ちょうどその頃、御茶ノ水で楽器店が相次いでできました。現在、御茶ノ水橋口から駿河台下の交差点に向かう明大通りには多くの楽器店が連なっており、その数約40店あります。御茶ノ水駅のスクランブル交差点をわたり、明治大学の前に並ぶ楽器店を覗くと、若き日の古賀先生とマンドリンとの出会いが、今でも息づいているような気がします。

去年は、古賀先生没40年にあたり、弟子として作曲、編曲を学んだ甲斐靖文先生が、50余年にわたる作曲家生活を通して、「古賀政男の素顔」と「ヒット曲誕生の秘話」を語っていただきました。今年は、「日本の心-古賀政男とその時代」と題して、明治大学マンドリン倶楽部が「昭和歌謡」を奏でます。

沼津地域支部は、郷土の文化向上を目指し、その精神を使命として、「楽しく・優しく・明るい」運営を心がけるよう、今後とも努力してまいります。皆さま方におかれましても、どうぞ引き続きのご理解・ご支援を賜りますよう切にお願い申し上げますとともに、新しい時代が皆さま方にとりまして、幸多き「ことの始まり」でありますよう心からご祈念申し上げます、主催者のご挨拶とさせていただきます。

明治大学マンドリン倶楽部によせて

明治大学長 土屋恵一郎

このたび、明治大学マンドリン倶楽部演奏会が盛大に開催されますこと、心よりお慶び申し上げます。また、多くの皆さま方にご来場いただきまして、誠にありがとうございます。

96年の歴史を誇る明治大学マンドリン倶楽部は、1923年(大正12年)に日本を代表する作曲家であり、本学商学部卒業生である古賀政男によって創設されました。私は、マンドリンの伴奏によって演奏される古賀政男作曲の藤山一郎が歌う「丘を越えて」を聴くたびに、なんとという名曲かと感動を覚えます。自然に心が浮き立ち、嫌なことも忘れます。同じように、プロコフィエフが作曲したバレエ「ロミオとジュリエット」の舞踏会の場面で、ジュリエットが弾くマンドリンでロミオが踊る場面も好きです。古賀政男もプロコフィエフもマンドリンという楽器に備わる音楽の快感にとっても忠実でした。マンドリンは、あらゆる音楽につながる豊かさを持っています。明治大学マンドリン倶楽部も、このマンドリンが持つ無限に広がる可能性を表現してくれるでしょう。

そして、全国各地で開催される明治大学マンドリン倶楽部の演奏会は、本学の音楽文化の高さを謳っています。このことに貢献する明治大学マンドリン倶楽部に敬意を表するとともに、ご来場の皆さまには、倶楽部の伝統である「フォルテッシモの明治」の言葉のとおり、マンドリンの音の広がりや強さ、そして豊かさを感じ取っていただけたらと思います。弾かれた弦から伝わる幾重にも折り重なった紫紺の響きによって、皆さまの記憶に残る感動的な演奏会になるものと確信しております。

結びにあたり、指導にあたられている関係者の皆さまに心からの感謝を捧げるとともに、明治大学マンドリン倶楽部の益々の活躍を祈念申し上げます。

マンドリン倶楽部ご挨拶

明治大学マンドリン倶楽部第97代主将 吉田航太郎

本日はお忙しい中、明治大学マンドリン倶楽部の演奏会に足をお運びいただき、誠にありがとうございます。

明治大学マンドリン倶楽部は、大正12年に古賀政男先生が創設されて以来、大正・昭和・平成と歴史を紡ぎ、今年で創部97年目となりました。本年は新たな元号となりますが、新しい時代も古賀先生の遺された「音楽は和なり」の言葉、そしてマンドリン倶楽部伝統の「何でも弾いてやろう」というフロンティア精神を大切に演奏して参ります。

学生のアマチュア団体でございますので、至らない点もあるかと存じますが、皆様にお楽しみいただけるよう部員一同精一杯努力いたします。本日の演奏会を、最後までごゆっくりお楽しみいただければ幸いです。

最後になりましたが、本日の演奏会を開催するにあたり、ご尽力くださいました主催者の皆様、並びに関係者の皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

PROGRAM



..... 世界の名曲

Op 明治大学校歌

- 1 私のお気に入り
- 2 ニューシネマパラダイスより「メインテーマ」
- 3 ナポリ民謡メドレー
- 4 トロイカ
- 5 エーゲ海の真珠
- 6 ピンポージョ
- 7 100万本のバラ
- 8 ジェラシー
- 9 ラストダンスは私に
- 10 マンボ2曲メドレー (マンボNo.5、エル・マンボ)



..... 日本の心

～古賀政男とその時代～

Op サルサ・東京ラブソディー

- 1 サーカスの唄
- 2 昭和ロマンメドレー
- 3 誰か故郷を想わざる
- 4 希望の歌ヒットメドレー
- 5 高校三年生
- 6 ボレロ・悲しい酒
- 7 東京五輪音頭
- 8 影を慕いて
- 9 丘を越えて
- 10 津軽組曲より「夏」

※曲順・曲目は変更になる場合があります。予めご了承ください。

明治大学校歌

児玉花外 作詞
山田耕筰 作曲

1、白雲なびく駿河台

眉秀でたる若人が
撞くや時代の暁の鐘
文化の潮みちびきて
遂げし維新の栄になふ
明治その名ぞ吾等が母校
明治その名ぞ吾等が母校

2、権利自由の揺籃の

歴史は古く今もなお
強き光に輝けり
独立自治の旗翳し
高き理想の道を行く
我等が健児の意気をば知るや
我等が健児の意気をば知るや

3、霊峰不二を仰ぎつつ

刻苦研鑽他念なき
我等に燃ゆる希望あり
いでや東亜の一角に
時代の夢を破るべく
正義の鐘を打ちて鳴らさむ
正義の鐘を打ちて鳴らさむ



リバティタワー
(駿河台キャンパス)

明治大学マンドリン倶楽部 PROFILE

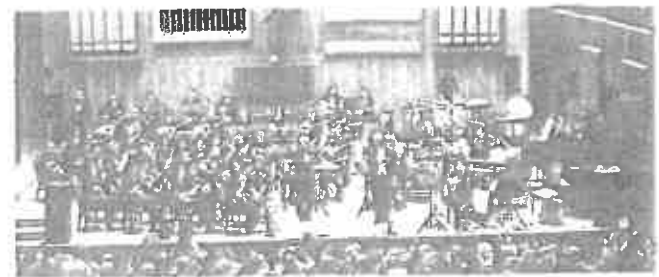
1923年(大正12年)、後に日本を代表する作曲家となる古賀政男の他数名の学生たちによって創部された、明治大学マンドリン倶楽部は、本年(2019年)まで97年の長い歴史を築いてまいりました。卒業生の中からは作曲家、編曲家、演奏家、テレビ・ラジオ・レコード会社等、音楽関係で活躍する人達を輩出しております。

日本各地から招かれての全国公演に加え、イタリアや中国、アメリカなど数か国で海外公演を行うなど、世界的舞台上で活躍をするマンドリンオーケストラ団体です。

レパートリーにはクラシック、ポピュラー、映画音楽、ラテン音楽、各国の民謡や日本の歌謡曲、古賀メロディー等あらゆる音楽にチャレンジしており、今なお演奏の幅を

広げています。

古賀政男先生の任命により二代目の指導者として倶楽部卒業生の作曲家・編曲家である甲斐靖文氏が音楽監督、常任指揮者としてマンドリン倶楽部独特のサウンドを作り上げ、48年間貢献されています。



イタリアにて

ISO 14001取得 安全性優良事業所認定

一般貨物自動車運送事業・貨物取扱業・倉庫業



東 静 運 送 株 式 会 社

取締役会長 鈴木 正 二(昭和46年・商学部卒)

裾野市麦塚384-1 TEL 055(993)2550 FAX 055(993)3156

裾野営業所・引越専門三島センター・沼津倉庫・千福倉庫・東富士物流センター

(第1号様式)

2022年11月15日

函南町教育委員会教育長 様

住 所 三島市一番町 18-25-1004

申請者

氏 名 朴 成美

(連絡先) 090-8186-2029



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	三島・長泉こどもミュージカル第7回公演 「しあわせの青い鳥」		
期 日	令和5年4月30日(日) 13:00~18:40		
会 場	三島市民文化会館 大ホール		
主催者	団体名	三島・長泉こどもミュージカル父母会	
	代表者	朴 成美	
	所在地	静岡県駿東郡清水町 610-1	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	三島市民文化会館(予定)
		後 援	沼津市教育委員会、三島市教育委員会、裾野市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、長泉町教育委員会、清水町教育委員会、静岡新聞社、静岡放送(予定)



事業の対象と目的	対象は主に静岡県東部の小・中学生及び高校生とその保護者 目的はミュージカルの創作活動を通じ、心から湧き上がる喜びや感動、仲間達と一緒に努力して得られる達成感を演じる側が感じる事。 また観る側にも情操教育の一助となれば、と考えている。		
事業内容	週 1 回、地元の小中高校生を対象にミュージカルのレッスンを実施。その練習の成果の発表の場とするとともに、地域の芸術文化発展のため、教育委員会の後援をいただきながら、年 1 回地元での公演開催を目標としている。出演者は静岡県東部の小・中・高校生。		
申請理由	団を 2014 年に立ち上げてから毎年一年に一度の公演をつづけてきた。少しずつ認知度が上がってきたものの、まだまだ存在を知られていない。 後援申請をさせていただき、一人でも多くの人に観ていただきたいと考え、申請に至る。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	指定席 S 2,200 円 指定席 A 1,800 円 オンライン 2,000 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額	摘 要
参加費	1,900,000 円	劇団員参加費 $50,000 \times 35 \text{ 人} = 1,750,000$ 役割増 150,000
入場料	1,780,000 円	全席指定 団員による先行販売割引あり S 席 2,200 円 A 席 1,800 円 900 枚
オンライン配信料	216,000 円	1 チケット 2,000 円
広告協賛	500,000 円	地域の企業等に依頼予定
合 計	4,396,000 円	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
会場費・設備使用料	548,000 円	三島市民文化会館（リハーサル・本番）
舞台費 照明・音響・衣裳	1,656,600 円	機材・設営スタッフ
舞台設備費・運搬費	821,700 円	トラック、スタッフ
公演チラシ、パンフレット印刷費	280,000 円	
舞台演出料、著作権使用料、講師料	688,600 円	
講師交通費	334,000 円	
	67,100 円	
合 計	4,396,000 円	

魔女バンバ

ま じょ

原作 青砥 洋
脚本 高橋知伽江

子どもたちと魔女の闘い！

小さな光さえあればどんな暗闇にも負けはしない。
さあ、明るい笑顔で歌うんだ！あの歌を！

STAFF

演出 櫻井みずき
舞台美術 土屋 茂昭
音楽 藪内 智子
振付 中沢 千尋
照明 渡邊 雄太
音響 小幡 亨
舞台監督 中野 祐
ダンス指導 名取 真紀
歌唱指導 江本麻奈美
衣裳 BDP衣裳センター
映像制作 舞台映像COLORS
宣伝美術 山口 千尋
三秋 一生
制作 三島・長泉
子どもミュージカル
父母会
総合プロデューサー
青砥 洋

佐久間梨名(高1)
齊藤 希海(中3)
本柳 亜呼(中2)
芹澤 優花(高1)
宮田 朱里(中2)
小濱 千咲(中2)
岩本 波輝(中1)
清水 そら(中1)
徳丸ころこ(小6)
宮田 希美(小6)
梁 世姫(中3)
星野 心空(中2)
岩本 日和(小5)
阿部 葉歩(小4)
徳丸いぶき(小4)
浅倉 桜介(小3)
高村衣良織(小3)
野田 航世(小2)
棚橋 琴音(中3)
野田 遙(中1)
佐藤 琴音(小5)
北條 珠妃(小4)
藤澤 咲樹(小6)
天野 詩乃(小4)
小林姫咲葵(小4)
中村 はる(小4)
上坂 望(小4)
斎藤 聖桜(小4)
中村日菜理(小3)
山本 琴葉(小3)
鈴木 禄(小3)
斎藤 柚春(小3)

【後援】

三島市教育委員会
長泉町教育委員会
沼津市教育委員会
裾野市教育委員会
伊豆の国市教育委員会
清水町教育委員会
函南町教育委員会
静岡新聞社・静岡放送
(株)エフエムしまかん

2022年
3月27日(日)

13:00 昼組
17:00 夕組

※ 開場は開演の30分前 ※ 上演時間 約2時間(休憩含む)

会場 三島市民文化会館
大ホール

劇場鑑賞チケット【全席指定】S席2,200円 A席1,800円

オンライン配信チケット 2,000円+手数料

配信期間 4月8日(金)～4月11日(月)

チケットお申込み・お問合せ

劇場鑑賞チケット、オンライン配信チケット共に 3月5日(土)10:00発売

お申込みはこちら▶

●各出演者 ●MAIL: mnkm201410@gmail.com ●https://peraichi.com/landing_pages/view/mnkm/



(第1号様式)

令和4年12月 5日

函南町教育長 様

住 所 裾野市深良655

申請者

氏 名 勝又 一仁

(連絡先) 055(992)0242

事務局 裾野市立深良小学校内



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	2023静岡県東部地区小学校管楽器合奏フェスティバル		
期 日	2023年2月5日(日)		
会 場	長泉町文化センターベルフォーレ ホール		
主催者	団体名	静岡県小学校管楽器教育研究会東部支部	
	代表者	勝又 一仁(裾野市立深良小学校長)	
	所在地	裾野市深良655 055(992)0242	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	沼津市、三島市、裾野市、伊豆の国市、清水町、長泉町の各市町教育委員会 (申請中)

裏面があります。



事業の対象と目的	静岡県東部地区でバンド活動を行う小学校の吹奏楽団や金管バンド、および社会教育の一環として活動する小学生バンドが集まり、互いに演奏の発表や鑑賞をすることを通して、児童の豊かな感性を養い、演奏技能を高めると共に参加団体相互の親睦を深め、管楽器教育の振興を図る。		
事業内容	・各参加団体による演奏発表および鑑賞。 ・講師及びプロの管楽器奏者による指導、講評。 ・各参加団体への表彰。		
申請理由	この行事は学校教育活動や社会教育活動の一環として日頃の練習の成果を披露する場であり、各市町教育委員会からの後援をいただくことによって県東部地区の各小学校に当研究会の活動を周知し、管楽器教育の振興を図るため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和4年11月 4日

小 学 校 長 様
音 楽 主 任 様
管楽器指導担当 様

静岡県小学校管楽器教育研究会
東部支部長 勝又 一仁
(裾野市立深良小学校長)

2023静岡県東部地区

小学校管楽器合奏フェスティバル

のご案内

晩秋の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当研究会の活動に深いご理解とご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

さて、ここ数年コロナ禍の影響により開催できずにいた合奏フェスティバルですが、本年度は下記の通り開催する運びとなりました。

このフェスティバルを通じ、各校・各団体の連携と親睦を深めるとともに、音楽教育が一層向上することを心より願っております。日頃演奏されている曲や運動会等で演奏した曲で十分です。どうぞ本趣旨をご理解の上、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和5年 2月 5日(日) 13:00 ~ 15:30(終演予定)

2 会 場 長泉町文化センターペルフォーレ ホール

3 主 催 静岡県小学校管楽器教育研究会 東部支部

4 後 援 沼津市教育委員会・裾野市教育委員会・三島市教育委員会・伊豆の国市教育委員会
函南町教育委員会・清水町教育委員会・長泉町教育委員会

(申請予定)

静岡県小学校管楽器教育研究会・東日本小学校管楽器教育研究会

5 演奏形態 吹奏楽・金管バンド・アンサンブル・合唱奏 等

6 演奏時間 20分程度(2~3曲程度)

コロナウイルス感染症対策、会場の予約費用等の都合上、例年より参加費を増額させていただいております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

7 参加費 参加児童1名につき300円
(300円×出演児童数分を、当日受付にてお支払いください。)

8 申込締切 令和4年11月24日(木) FAX必着

9 申込先 〒410-0303 静岡県沼津市西椎路 673-1
Fax 055-966-4257 (Tel 055-966-4244)

沼津市立愛鷹小学校内 東部支部事務局 坂本 啓 あて

10 その他

- ・出演団体には、講師のアドバイスがあります。
- ・当日参加されない団体でも、ぜひ児童を連れてご来場ください。（入場無料）
- ・フェスティバルの詳細につきましては、後日文書にてご案内いたします。
- ・ティンパニ、バスドラム等大型の楽器につきましては、出演校からの持参をお願いいたします。運搬の都合上、どうしても持参が難しい場合には事務局までご相談ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況により、やむを得ず中止となる場合があります。ご了承ください。

2023 静岡県東部地区小学校管楽器合奏フェスティバル参加申込書

沼津市立愛鷹小学校内

静岡県小学校管楽器教育研究会

東部支部事務局 坂本 啓 宛

Fax 055-966-4257

(Tel 055-966-4244)

※コピーしてお使いください

学校・団体名		申込責任者	
TEL		FAX	
連絡先住所	〒 静岡県		
曲 名	ふりがな 指揮者名		
	指導者名		
演奏形態（金管バンド・吹奏楽等）			

♪ 参加人数等

管・打楽器出演者数	名	合唱他出演者数	名	出演者計	名
ステージ椅子必要数		譜面台必要数		引率者数	名

♪ 必要とする用具について確認事項

ティンパニ	必要 / 不要	電源用延長コード	必要 / 不要
バスドラム	必要 / 不要	ワイヤレスマイク	必要 / 不要

♪ 出演時間や出演順、その他、特にご希望がありましたらお書きください。

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額	摘 要
参加費	48,000	300 円×160 名（参加予定者数）
プログラム代	6,000	100 円×60 部（前回並みと想定）
広告費	10,000	写真撮影業者，ヤマハより
雑収入	2,000	静小管研東部支部会計より補充
合 計	66,000	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
会場費	60,000	長泉町文化センター会場費
印刷費	3,500	プログラム用，賞状用紙
講師料	1,500	講師昼食（1,500 円）
その他	1,000	録音用 CD-R
合 計	66,000	

(第1号様式)

令和4年12月12日

函南町教育長 様

申請者

住 所 伊豆の国市吉田 82-1

田方地区学校保健会

氏 名 鈴木 二三哉

(連絡先) 0558-76-8226



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第62回(令和5年度)静岡県学校保健研究大会《田方大会》		
期 日	令和5年11月16日(木)		
会 場	函南町文化センター		
主催者	団体名	田方地区学校保健会	
	代表者	会長代行(副会長) 木内 健一 (大仁小校長)	
	所在地	伊豆の国市吉田 82-1	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	静岡県教育委員会、静岡県学校保健会
		後 援	(予定) 伊豆の国市教育委員会、 伊豆市教育委員会、田方医師会、 田方薬剤師会、田方歯科医師会、 田方地区校長会、田方地区教頭会

裏面があります。



事業の対象と目的	対象参加者 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、県・市・町教育委員会関係者、校長、教頭、教諭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・栄養職員、PTA会員、県・地区学校保健関係者 その他 目的 児童・生徒の心と体の健全な発育・発達をめざし、健康教育の当面する課題について 研究協議し、その具体的な方策を探るとともに、健康教育の充実と発展に資する。		
事業内容	・学校保健活動や健康教育活動に積極性のある学校の表彰 ・学校保健活動に顕著な功績を残した個人の表彰 ・開催地区内養護教諭の研究発表 ・講演 演題『子どもたちの健やかな性の発達を目指して ～ わたしのからだはわたしのもの ～』 講師 高橋幸子 先生 埼玉医科大学 医療人育成支援センター・地域支援センター/産婦人科/医学教育センター 助教		
申請理由	田方地区内2市1町の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、市・町教育委員会関係者、校長、教頭、教諭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・栄養職員、PTA会員等で組織する「田方地区学校保健会」主催の事業であり、参加者も全県下に及ぶ事業である。 そこで、各市町の教育委員会や医師会等にも後援をいただき、指導・助言をいただくことを望むものであるため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	資料代として1人 1100 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和4年12月12日

函南町教育長 様

田方地区学校保健会

令和5年度「第62回静岡県学校保健研究大会《田方大会》」における
後援名義の使用について（依頼）

このことにつきまして、別添「実施要項(案)」に基づき下記の通り開催する予定です。

つきましては、本大会開催にあたり「函南町教育委員会」様の後援名義使用につきましてご許可いただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 事業名 第62回 (令和5年度)静岡県学校保健研究大会《田方大会》
- 2 目的 児童・生徒の心と体の健全な発育・発達をめざし、健康教育の当面する課題について研究協議し、その具体的な方策を探るとともに、健康教育の充実と発展に資する。
- 3 主催者 静岡県学校保健会、静岡県教育委員会、田方地区学校保健会
- 4 実施期日 令和5年11月16日(木)
- 5 会場 函南町文化センター (静岡県函南町上沢81番地)
- 6 参加者 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、県市町教育委員会関係者
校長、教頭、教諭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・栄養職員
PTA会員、県・地区学校保健関係者 その他 計約500人
- 7 その他 後援名義使用許可証等がありましたら、同封しました封筒にて送付願います。

一般社団法人田方教育会館
(田方地区学校保健会)
事務局 高田・鈴木
TEL 0558-76-8226
Fax 0558-76-8448

第62回 (令和5年度)

静岡県学校保健研究大会《田方大会》実施要項 (案)

1 目 的

児童・生徒の心と体の健全な発育・発達をめざし、健康教育の当面する課題について研究協議し、その具体的な方策を探るとともに、健康教育の充実と発展に資する。

2 主 題

「21世紀を心豊かに生きる すこやかな子どもの育成をめざして」

3 主 催

静岡県学校保健会 静岡県教育委員会 田方地区学校保健会

4 後 援 【依頼予定】

函南町教育委員会 伊豆の国市教育委員会 伊豆市教育委員会 田方医師会
田方薬剤師会 田方歯科医師会 田方地区校長会 田方地区教頭会

5 期 日

令和5年11月16日(木)

6 会 場

函南町文化センター

〒419-0122 静岡県田方郡函南町上沢81番地

TEL: 055-979-1733

FAX: 055-979-1744

7 参加者 (参加予定 約500名)

学校医 学校歯科医 学校薬剤師 県・市・町教育委員会関係者
校長 教頭 教諭 保健主事 養護教諭 栄養教諭・栄養職員
PTA会員 県・地区学校保健関係者 その他

8 日 程

12:30	13:00	13:40	13:50	14:30	14:40	15:50	16:00
受付	開会式 表彰 (40分)	準備	実践発表 (40分)	休憩	記念講演 (70分)	閉会式	

9 開会式(案) ※今後、県と協議

- | | | |
|---------------|-----------|----------|
| (1) 開会のことば | 静岡県学校保健会 | 副会長 |
| (2) 国歌斉唱 | | |
| (3) あいさつ | 静岡県学校保健会 | 会 長 |
| | 静岡県教育委員会 | 教育長 |
| | 田方地区学校保健会 | 会 長 |
| (4) 祝 辞 | 函南町長 | |
| (5) 来賓紹介・祝電披露 | | |
| (6) 表彰式 | 審査報告 | |
| | 受賞者・受賞校 | 紙面紹介 |
| | 表彰 | (各部門代表者) |
| | 受賞者代表あいさつ | |
| (7) 閉式のことば | 静岡県学校保健会 | 副会長 |

10 実践発表(仮題)

田方地区研究主題

「コロナ禍の保健教育・子供の心と体を見つめ成長を支える連携」

発表者 田方地区学校保健会 養護教諭部会

11 記念講演

演題『子どもたちの健やかな性の発達を目指して

～ わたしのからだはわたしのもの ～』

講師 高橋幸子 先生

埼玉医科大学 医療人育成支援センター・地域支援センター/産婦人科/

医学教育センター 助教

12 閉会式(案) ※今後、県と協議

- | | | |
|------------------|-----------|-----|
| (1) 主催者代表謝辞 | 静岡県学校保健会 | 副会長 |
| (2) 次回開催地区代表あいさつ | 駿東地区学校保健会 | |
| (3) 閉会のことば | 静岡県学校保健会 | 副会長 |

令和5年度 第62回静岡県学校保健研究大会《田方大会》予算書(案)

2022/7/21 現在

I	総収入	1,700,000 円
II	総支出	1,700,000 円
	差引	0 円

I 収入の部

科目	予算額	備考
1 参加費	440,000	1,100円 × 400人
2 県助成金	1,200,000	前年度20万円 + 当年度100万円
3 雑収入	60,000	預金利息・助成金等
合計	1,700,000	

II 支出の部

1	【報償費】	予算額	140,000	備考
No.	科目	単価	個数	計
①	講師謝礼・手土産等	110,000	1	110,000
②	司会謝礼	30,000	1	30,000
2	【旅費】	予算額	80,000	
No.	科目	単価	個数	計
①	講師旅費	20,000	1	20,000
②	司会者旅費	5,000	2	10,000
③	大会推進委員旅費(前日・当日)	20,000	2	40,000
④	保健会理事等旅費	10,000	1	10,000
3	【需用費】	予算額	355,000	
No.	科目	単価	個数	計
①	電子記録媒体	1,000	6	6,000
②	セロテープ・クラフトテープ等	2,000	1	2,000
③	封筒宛名用ラベルシール	1,000	4	4,000
④	模造紙	1,500	2	3,000
⑤	手提げバッグ・封筒等	30,000	1	30,000
⑥	インクカートリッジ	150,000	1	150,000
⑦	大会名・表示・演題等作成	50,000	1	50,000
⑧	その他	110,000	1	110,000
4	【印刷製本費】	予算額	720,000	
No.	科目	単価	個数	計
①	大会要項印刷費	700	600	420,000
②	大会用封入袋	50	600	30,000
③	大会報告書印刷費	300	900	270,000
5	【食糧費】	予算額	110,000	
No.	科目	単価	個数	計
①	役員・P動員者弁当代	1,000	100	100,000
②	接待用湯茶・茶菓	10,000	1	10,000
6	【通信運搬費】	予算額	40,000	
No.	科目	単価	個数	計
①	案内状他発送費	10,000	1	10,000
②	報告書発送費	30,000	1	30,000
7	【使用料・賃借料】部	予算額	20,000	
No.	科目	単価	個数	計
①	トランシーバー等	20,000	1	20,000
8	【研究費】	予算額	60,000	
No.	科目	単価	個数	計
①	記録用写真撮影費	30,000	1	30,000
②	テープおこし代	30,000	1	30,000
9	【会議費】	予算額	30,000	
No.	科目	単価	個数	計
①	舞台生花	20,000	1	20,000
②	アレンジ花(講師等控室)	10,000	1	10,000
10	【予備費】	予算額	145,000	
No.	科目	単価	個数	計
①	予備費	145,000	1	145,000
合計				1,700,000

各項目間の流用を認める